

苫小牧市住民投票条例市民検討懇話会（第4回）会議録

開催日時 平成25年1月24日（木）午後6時30分～午後8時30分
開催場所 苫小牧市役所9階 93会議室
出席委員 東会長、福井副会長、高野委員、江川委員、阿部委員、佐々木委員、
長岡委員
欠席委員 岡委員
事務局 市民自治推進課長（松岡）、市民自治推進課主査（中村）、
市民自治推進課（今村）
説明員 選挙管理委員会事務局主査（磯崎）
報道機関 苫小牧民報社記者
傍聴者 なし

1 開会

○事務局（松岡市民自治推進課長） それでは、本日はお忙しい中お集まりいただき、誠にありがとうございます。ただ今から、苫小牧市住民投票条例市民検討懇話会の第4回を開催させていただきます。

本日は、岡委員が所用により欠席となっております。それでは、東会長、よろしくお願いいたします。

2 会議

●東会長 はい、こんばんは。お忙しい中、また、天候の方もちょっと悪くなってまいりましたので、迅速に進行してまいりたいと思います。

それでは、議題(1)の方から、早速、事務局の方に御説明をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

(1) 提言書の提出に向けたスケジュール予定について

○事務局（中村市民自治推進課主査） それでは、「(1) 提言書の提出に向けたスケジュール予定について」説明をいたします。今後のスケジュールの説明に入る前に、本日は第4回目の会議の開催となっておりますけれども、本日の会議における検討の予定といたしましては、個別論点の検討として残されている論点であります第12から第16までの検討を一通り終了し、時間がある場合につきまして、本日の議題として、「(3) 議論の整理・集約に向けて更に検討が必要である個別論点について」ということで、これまでの個別論点において更に議論が必要である個別論点を検討いただくことを予定しているところであります。なお、これにつきましては、本日中に全てを終了させることは難しいものと考えておまして、次回の第5回目の会議において議論を終結できるよう、お願いしたいと考えております。

それでは、提言書の提出に向けたスケジュール予定について、御説明いたします。お手元の資料にあります「提言書の提出に向けたスケジュール予定について（案）」を御参照願います。

次回の会議の開催につきましては、2月12日から14日までの間で予定をしております。次回の会議では、これまで検討してきた個別論点のうち、更に議論が必要である全ての項目につきまして、一定の方向性を見いだすための議論を継続する必要があると考えております。次回の会議が終了した時点におきまして、会としての検討が終了していることとなりますが、仮

に結論が出せない場合につきましては、両論併記を含めた形での検討ということになります。

第5回目の会議の終了を受けまして、事務局といたしましては、これまでの議論を踏まえて提言書の事前調整案を作成し、各委員宛てに提示させていただくことを考えております。この中の内容につきまして指摘項目がある場合につきましては、事務局側に御連絡いただき、第6回目の最終会議におきまして、指摘を踏まえた提言書案について、議題として提出したいと考えているところでございます。

第6回目の会議の開催につきましては、3月12日から14日までの間で予定しておりますが、この回が会議としての最終回と考えております。提言書案を議題として提出することを予定しております。この中で問題点等がある場合は、その問題点等の指摘をいただくなど、審議、検討を行うことを予定しているところでございます。

最終的な提言書の調整につきましては、最終的には会長に一任をお願いし、市長に提言書を提出するまでの間に、各委員の了解をいただいて、本年度中に市長へ提言書を提出する予定でございます。なお、提言書の提出に当たりましては、会長及び副会長の出席をお願いしたいと考えているところでございます。

この提言書を提出した段階で、苫小牧市住民投票条例市民検討懇話会設置要綱第4条の規定によりまして、委員の皆様の任期が満了することになります。

事務局からの説明は、以上です。

●東会長 はい、どうもありがとうございます。ただ今の一連のスケジュールの説明について、何か御質問等はありませんでしょうか。

特にございませんでしょうか。それでは、次回開催日程については、会議終了の際に決定するというところでよろしいでしょうか。

○事務局（中村市民自治推進課主査） はい。

●東会長 それでは、早速、次の議題の「(2) 住民投票制度に係る個別論点の検討について」、こちらの方に入りたいと思います。

(2) 住民投票制度に係る個別論点の検討について

●東会長 論点12から順に検討したいと思いますので、事務局の方から御説明をお願いいたします。

【第12 情報提供】

○事務局（中村市民自治推進課主査） 本日、論点12から16までを机上に準備しておりますが、現在、お手持ちでない方がいらっしゃいましたら申し出ていただきたいと思います。

●会場の委員（事務局より配布）

○事務局（中村市民自治推進課主査） それでは「第12 情報提供」につきまして、御説明いたします。この項目につきましては、特定の結論を出すための論点整理というよりは、住民投票を行う場合における市の情報提供のあり方とその方法について御議論いただくことを目的として、項目立てしているものでございます。

住民投票により住民の意思を確認するためには、住民投票についての関心を高めるとともに、様々な情報から判断し、投票することができる環境を整える必要があります。

住民投票の投票判断に必要となる情報については、市による提供を行う必要があると考えられますが、この情報の提供につきましては、大きく分けまして「投票の際の賛否の判断材料となる情報提供」と、もう1つは「投票日、投票所、投票方法等についての情報提供」の2つが考えられるところでございます。

常設型の住民投票制度を設けている他市町村の例では、おおむね自治体が情報提供を行うことについて規定をしておりますが、情報提供の手法といたしましては、市の広報、ホームページ等により行っているものと考えられます。

「1 投票の際の賛否の判断材料となる情報提供」につきましては、事業計画や予算関係資料といった対象事案に関する判断を行うために必要な情報について、公平性、中立性に十分留意しながら、積極的に公開する必要があると考えられます。

「2 投票日、投票所、投票方法等についての情報提供」につきましては、選挙においても既に実施がされておりますことから、同様に行う必要があると考えられます。

1及び2のいずれの情報提供につきましても、最終的には市長又は選挙管理委員会のいずれかにより、事実上行われることと考えられますが、どのような手法により行われることが望まれるのかを御議論いただければと思います。

選挙の場合につきましては、選挙管理委員会から選挙公報が発行され、各世帯に配布をされております。住民投票の場合についても同様に、住民投票公報のようなものを発行するのがよいのか、それとも、住民投票公報を発行するまでの制度としなくても、例えば情報提供のビラのようなものであるとか、あるいは広報とまこまいによる記事掲載、投票啓発チラシ、また、インターネット等における周知等でよいとするのかなど、御議論をいただければと思います。

また、賛否に関する情報を掲載する場合に留意しなければならない点などがありましたら、併せて御議論をいただきたいと思っております。

参考資料といたしまして、「情報提供についての他市町村規定例」を添付しておりますので、併せて御確認をお願いいたします。

論点第12につきまして、事務局からの説明は、以上でございます。

●東会長 ありがとうございます。ただ今の説明に関しまして、何か御質問等はございませんでしょうか。

●東会長 それでは、私の方から発言させていただきます。検討内容として二つ、情報提供について整理されております。一つは、投票の際に賛否の判断材料となるもの。これは、住民投票の内容に関わるものですね。それともう一つは、投票日、投票所、投票方法等についてのもの。これは、特に内容に関わらない実施の広報告知ということで、2番目のことについてはそれほど問題はないかと思っております。特に問題があるとすれば、1番目の方の「賛否の判断材料となるような情報提供」、これがどのような情報なのか、あるいはその情報提供の在り方、この辺りが議論になろうかと思っております。資料の中でも述べられておりますように、中立性、公平性についてですね、これを確保するための広報の在り方が問題になろうかと思われまして、ここに整理されている限りでは、こういった広報の方法でですね、特に問題ないと思われまして、更にこれに付け加えて何か留意すべき点がないかどうかという辺りで御意見を伺えればと思います。

それから、情報提供の手法としては市広報、ホームページ等ということで、ここにあります「参考資料12-1 情報提供についての他市町村規定例」を見ますと、最初の高浜市住民投票条例第21条第1項の中に「公報その他適当な方法により」とか、それから

広島市住民投票条例施行規則第37条においても「広報紙その他の適切な手段」とされており、我孫子市の場合も「広報あびこ及び市ホームページへの掲載その他適当な方法」とですね、大体、似たような規定の仕方がなされておりまして、これで問題ないかと思われれます。結局のところですね、判断材料となるような情報提供について留意すべき点、ここが最も重要であろうと思われれますので、御意見を頂きたいと思います。

●東会長 そこで、まだ御意見がないようですので、資料の2ページ目の上の部分の3行ですが、「情報提供については、基本的には市長が行うことになると考えられるが、事務の一部については、効率性及び中立性の観点から、選挙管理委員会に委任することも考えられる」とあります。このように選挙管理委員会に委任して、中立性、公平性を確保するという方法、これは特に異論はないと思われれます。ただ、その提供すべき情報をいかに選別するかというところで、公平性、中立性の点で留意すべき点あるかと思います。それを何か制度的に担保するようなことを考えなければいけないのかどうか、また、それが考えられ得るのかどうかということについて、いかがでしょうか。こちらから指名して申し訳ないんですが、高野委員いかがでしょうか、何か。

●高野委員 今日、選管の磯崎さんもいらっしゃいますが、私も公選法はあまりよく分からないのですが。選挙における選挙公報については、選挙管理委員会が発行しますよね。

○説明員（磯崎選挙管理委員会事務局主査） はい。

●高野委員 これについては、候補者の方が「僕の政策はこうなんです。」とか、党の政策というのがあるのでしょうか、そういうものを選管に提出し、それを選管がどこまでチェックしているのかについては分からないのですが、載せているという感覚で、それは間違いではないではないのでしょうか。

○説明員（磯崎選挙管理委員会事務局主査） そのまま掲載しています。手は付けてないですね。

●高野委員 手は付けていないということですね。

○説明員（磯崎選挙管理委員会事務局主査） はい。本日、もっと適切な、市議会議員選挙の場合の資料（選挙公報）をお持ちすればよかったのですが、選挙公報については、新聞のような感じで発行しております。提供された記事（内容）を、そのまま掲載しております。

●高野委員 例えば候補者から頂いた物をそっくりそのまま載せているということですか。

○説明員（磯崎選挙管理委員会事務局主査） はい、そうですね。その他には、独自に投票日などを広報するチラシを作成し、各戸に配ったりということですね。これについても独自に選挙管理委員会の責任で作っております。

●高野委員 そうなると、このレジュメの中には「住民投票においても住民に対する情報

提供手段として住民投票公報を発行することが考えられる」と書いてあるのですけれども。選挙の場合は候補者本人であるとか政党の人間が作って、政党同士とかイデオロギーに対しての戦いになるので、それはいいと思うのですけども、住民投票の場合、これは多分、いずれ最終的にどういう形になるのかということにもよると思うのですが、市が例えば「(住民投票を)実施します。」といった時に、こういう公報のように、各々の意見が色々あるわけではないので、市が本当に公正公平なものを提供してもらえるのかというところが、この部分では一番重要になってくるのではないのかなと。

選挙公報はあくまで候補者同士、政党のイデオロギー同士の問題なので、そこは全然広報的には問題がないと思うのですが、住民投票の場合、例えば住民団体の方が「それを載せてほしい」と言ったときに、市はそれを載せるのか載せないのか。「役所の情報しか書かない。」というふうに決めるのかどうかということまで、多分、掘り下げて議論しないとならない。住民投票公報を作るといっても、投票日等の周知だけであれば、それは全然、何の情報提供にもなっていないと思うので、その部分をどこまで書くべきなのか。それとも、団体とかそういったところでそういうのを載せたいという人が現れたときに、載せるのか載せないのかとかいうことも含めて、多分考えなければならないと思う。行政側としてどこまでそれを想定して他の自治体も考えているのかなというのは、この資料だけではちょっとよく分からないなど。

「適切な方法」とか「適切な」という表現だけだと、役所主導になると、役所は「できれば賛成してほしい。」というようになれば賛成してほしいような誘導的な文言になってしまったりとか、「反対してほしい。」というようなら反対してほしいというような文言になってしまったりとかいうのが考えられると思うので、その辺りがどこまで他の自治体も含めて考えているのかなというのは、ちょっとは気になりますよね。

○事務局（中村市民自治推進課主査） まず、「こうほう」と言ったときに、公（おおやけ）の方の公報と広い（ひろい）方の広報とがあります。情報提供という意味では両方とも同じなのですけれども、公職選挙法で規定しているものは選挙公報で、それだけでは足りない情報があるとすれば、今、磯崎主査からの説明がありましたように、選挙啓発のチラシのようなものを出しているということになります。

まず、選挙公報ですが、公職選挙法では選挙公報を発行する規定があり、それによって発行しており、公費で負担されております。当然、（候補者から）提出された原稿をそのまま使う形になりますが、選挙公報を発行するための具体的な手続規程に詳細な手続は書かれておりますので、その手続を踏んだ中での原稿提出ですから、当然、手続要件を満たしたものが提出されるので、そこは形式面での審査があるのですが、内容については基本的に提出された原稿がそのまま掲載されることになります。

公の方の公報について、（公報という制度として）住民投票の常設型条例の中で規定している例というのはあまりないと思います。それは、公選法との並びを考えると「公の方の公報を作るべきかどうか。」という話は出てくるのですけれども、それは、公報（という制度）として、条例としての制度として持つべきかどうかという問題を考えなければならないのではないかと。情報提供がなされるのであれば、広い方の広報でも当然良いわけで、それは条例では（公報を）規定しておりませんが、（その場合には）「その他適切な方法により情報を提供する」という規定での整理になるかと思えます。

ですから、公の方の住民投票公報を制度として作るというのは、なかなか、制度設計としては、かなりチャレンジ（難しいもの）になるかと思えます。そのため、現実的にはそれは公報という形ではなくて、広い方の広報、あるいはインターネットでの周知や啓発ビラのような形での制度設計としての整理というのが考えられるかと思えます。

あとは、中立性の問題ですけれども、選挙管理委員会に委任をすれば中立性が保たれるというような整理をしている自治体もありますし、そうでない自治体もあるというのは、その、そういうものはあくまでも住民投票に関わる考え方なので、やっぱり市長として出すべきだという整理であれば、そういう整理になるのかなというところですね。

中立性を保つための具体的な外形基準というか、それを例規レベルで盛り込むというのは、なかなかちょっと他市の規定を御覧になられても分かるように、現実的には難しい部分がありまして、実際にそれを運用していく中において「市長がどのように情報提供していくのか。」というところに委ねられてくる形になっております。

それでは「外形上（公平性については）担保できないので、ちょっと難しいね。」ということになるのはまずいのですよね、そこは運用するに当たっては、何と言ったらいいのでしょうか、例えば「賛否両方に配慮した形での公平な情報提供をすべきである。」ということと、「その情報提供の考え方については、そういうように運用をすることが望まれる。」というような形での提言を（会として）していただくというのも一つの方法かと思えます。

●東会長 そうですね、どうもありがとうございます。それともう一つは、情報提供については、住民投票が実施されるに当たっての請求権者によって、つまり、住民による請求により住民投票が実施される場合、市長発議の場合、議会請求の場合によって、少し考え方が違ってくると思われますので、広報をする際に、中立性、公平性を確保するということが当然なのでしょうけれども、やはり、請求権者の請求の理由の中にある程度「その争点、論点」が示されますので、それを住民による請求の場合にですね、請求権者の理由というのを十分に広報するということと、それに関連する資料をですね、それは市の方で準備するということになるのかもしれないけれども、特に住民による請求によって行われる住民投票の場合には、かなり留意すべき点が多いのかなという気がいたします。

いずれにしても、事務局の方の御説明にございましたように、実施に当たってはですね、公平性、中立性を心掛けるというような文言、それを条例の中に置く程度でしか、具体的にこう、設計するというのは難しいのではないかなという気がいたしております。

●福井副会長 その情報提供の実際の内容なのですから、イメージ的には選挙管理委員会が賛成派、反対派の意見をヒアリングなり、調査をして、文章を作るという形になるんですか。

情報提供の内容についてはですね、賛否両論を公平に扱うということになれば、賛否両論を載せるべきことになるのかなと思うのですが、賛成派と反対派の意見を選挙管理委員会が情報を収集して、実際に皆さんに提供するという形ですか。

○事務局（中村市民自治推進課主査） 市長がやるのか選挙管理委員会がやるのかは、事務をどう委任するのかということによりますので、委任された先で行われる形になるかと思えます。委任されなければ市長で行うことになりまして、委任すれば選挙管理委員会で行うということになります。

それから、内容につきましてヒアリングをするのかどうかというのは、現時点ではちょっとはっきり「そうだ」、「そうでない」ということを申し上げられないのですけれども、当然、相手方、申立人等のお話を聴かなければそういった情報が得られないとすれば、当然、ヒアリングを行わなければそういう物を作ることができないとすれば、そういう手続というか、（実際に住民から意見を）聴かないと情報提供できないわけですから、そのようなことが考えられます。

●福井副会長　ということは、例えば例を1つ挙げると、合併に対して賛否を問う住民投票だったら、「合併したときにこういうことが良くなりますよ。」、「合併したらこういうことが悪くなりますよ。」、というのは、市の方の判断でそういう両方の賛否の意見を出してもらうということになるんですか。

○事務局（中村市民自治推進課主査）　仮に公の方の公報（を作るとして、それ）で例えば出された意見をそのまま載せるということであれば、それはそのまま掲載される形になりますが、広い方の広報で周知をするといったときには、情報提供をすることが適切だという判断がされればそうなりますが、現時点ではちょっと「そういう形になる」、「ならない」ということについては分からないため、お話ができないかと思えます。

ただ、例えば広報を、広い方の広報ですが広報紙としてそういうものを載せるなど「必要な工夫をしていく必要があるのではないか。」とか、そういうようなことは（会としての）結論としては考えられるかと思えますので。

委員が危惧されているお話というのは、多分、相手方の意見が歪曲されたような形での掲載のおそれというのは、情報提供の中ではないのだろうかとか、多分、そのような形の危惧が考えられるということでの御発言というところでしょうかね。

●福井副会長　そうですね。過去にちょっと経験がありまして、ITER（国際熱核融合実験炉）の問題があったときに、賛否両論がやっぱりこの町でありまして、賛成派の意見のある会議で聴いて、そして反対派の意見を聴いたのですけれども、同じ内容が片や賛成で、片や反対という、取り方によっていくらでも変わるようなことってありますよね。そういう情報の取扱いが非常に難しいのではないかなということなんです。そうしたら、情報の提供の仕方によっては、皆が賛成の方に移動してしまうということもあるので、市の方で、例えば公平を保つというのであれば、「賛成派の意見をそのまま載せる。」、「反対派の意見をそのまま載せる。」というのが公平になるのかなという気がしまして。そこに市としてのそしゃくを入れるのか、入れないのかというところをちょっとお聞きしたかったんですよね。

○事務局（中村市民自治推進課主査）　まず、例えば市と市民との見解が違う場合も考えられるのですが、市民と市民との見解が分かれています市がどちらの立場を採ろうか決めかねているような状況であったりとか、まあ、色々な状況が考えられますので、そこは公平に情報を出していくためにどのようなやり方がよいのかというのは考えていかなければならない部分かと思えます。それぞれの事案に応じて考えていく、いかざるを得ないのかなとは思います。

●福井副会長　ということで、制度設計が難しいということなんですか。

●高野委員　同じところについて気にはなっているのですけれども。

一方は優秀なプレゼンテーションができる団体があって、こちらの団体はできなかったりといったときに、それもまた「そのままそっくり載せる。」とまた問題が起こったりするので、そこはある程度行政サイドで少し手を加えるのがいいのかどうか。いい感じにとっても分かりやすい資料を作ったりプレゼンテーションができるようにするのかどうかとか、どこまで手を加えるのかということも加味されてくると思うので、それは確かに危惧すべき点ではあるのかなとは思う。

●江川委員 参考資料の一番最後にも書いてあるように、双方で話し合っただけで載せるという形も、これは考えてもいいのではないかと思いますね。どの程度までは情報を提供してよいのかというのは、こう、直接、両者が会って話し合いをした中でね、作ったらどうなのかなとは思うのですよね。

片方による一方的な形を主張をしたとしても、その場でのやはり指摘なりがあって、色々な形の中で、調整がとれるような気がするのですけれどもね。

●東会長 今、江川委員がおっしゃられたのは、大和市の住民投票条例の解説部分の最後の所だと思いますが。

●江川委員 はい、そうですね。

●東会長 大和市住民投票条例の逐条解説第17条第2項の解説部分についてですが、「住民投票の執行者である市長には、中立的な立場が求められます。自ら情報提供をするだけでなく、賛成派、反対派が自由に意見を言える場を設けることなども考えられます。」とあります。こういった形で中立性を確保して、賛否両論を公にする場を市の方が設定するということもあり得るのかなという御意見ですよね。

○事務局（中村市民自治推進課主査） 一部自治体によってはですね、情報提供についての特段の規定を置かないという整理、つまり、市が提供する資料についてはバイアスがかかってしまうので周知しないのが良いのではないかと整理も、一つ考えとしてはあるのかもしれないですね。あとはまあ、こういう情報というのは、賛成側、反対側それぞれから、当然、市が提供する資料以外にも活動の中で提供されることが予想されますので、そういう中での市の情報提供、市がどこまでの情報を提供をするのかということについては、そういうことが行われる中での一つの市が提供する資料であるという整理も考えられます。

●東会長 今の説明にもございましたように、やはり、市の採り得る立場というのは、ある程度の中立性を確保する点に留意すればするほど、消極的にならざるを得ないところもあると思われれます。特に先ほど私が申しました住民投票の実施に至る請求権者が誰であるのかによってですね、市長や議会からの請求である場合にはそれほど問題にならないかと思いますが、先ほど高野委員や福井委員から出されている論点については、住民の方からの請求があってですね、住民投票に至る場合の請求権者の方の請求の意図と申しますか、趣旨と申しますか、賛否についての論点について、これが正確に伝えられるのかどうかというところの危惧であろうかなと私は理解したわけですが。

いずれにいたしましても、市の方が実施に当たって関わっていくというのは、これは当然ですので、実施に当たって、公平性、中立性の確保に留意するという文言を規定することによってですね、具体的にどういうやり方があるかについては、実際にどういう形で請求が行われるのかによってですね、場合によっては先ほどの大和市のような考え方もあり得るのかなと思われれますので、まあ、条例で規定する部分につきましては、かなり抽象的なところに留めざるを得ないのではないかと気がいたします。

●東会長 ということで、市の方はですね、公平性、中立性に留意した情報の提供を心掛けるという趣旨の文言を入れるという形ですね。具体的に賛成派、反対派の議論の場を設けるだとかそういったことは実施の段階で考慮すべきことであって、条例で盛り込むこと

ではないという程度に留めたいと思いますが、いかがでしょうか。

●東会長 じゃあ、特に御異論がないということで、次の論点に移らせていただきます。

【第13 住民投票の実施機関、投票及び開票に関する事務等】

●東会長 次は「第13 住民投票の実施機関、投票及び開票に関する事務等」につきまして、事務局の方から御説明をお願いいたします。

○事務局（中村市民自治推進課主査） 「第13 住民投票の実施機関、投票及び開票に関する事務等」につきまして、御説明いたします。

地方自治法第138条の4第1項では、執行機関たる委員会又は委員を設置するには、必ず法律をもってこれをしなければならないこととされております。同項の「法律の定めるところにより、委員会又は委員を置く。」との規定の中の「法律の定めるところにより」とは、単に委員会又は委員を設置する旨のみを法律で規定すれば足りるとするものではなく、少なくとも、それら委員会又は委員の構成、所掌事務や権限、運営の基本的な事項等に関して、全て直接法律で規定すべきことを要求しているものと解されているところでございます。

そのため、条例上の住民投票の実施機関につきましては、市長とすることが適当であるものですが、全ての事務について市長がこれを行うことは困難であり、また、効率性の観点からも現実的ではありません。

そこで、具体的に発生する事務の一部につきましては、地方自治法第180条の2の規定によりまして、事務を委任したり、場合によっては補助執行させることにより、現実的には事務を行うこととなるものでございます。

最終的にどの事務を選挙管理委員会に委任又は補助執行するのかについては、市長、選挙管理委員会を含めた庁内における協議を経て決定されることとなります。そのため、この項目につきましては、特定の結論を出すための論点整理というよりは、具体的にどのような事務が発生するのかについて確認いただくとともに、委任することなく市長が執行するのが望ましい事務が具体的にどの項目であるのかについて御議論いただくことを目的といたしまして、項目立てしているところでございます。

なお、選挙事務として行われているものと同等の手続により行われるものにつきましては、効率性の観点から選挙管理委員会に委任することが現実的であると考えられます。

参考資料といたしまして、「公職選挙法における選挙公営について」を添付しておりますので、併せて御確認をお願いいたします。

論点第13につきまして、事務局からの説明は、以上でございます。

●東会長 ただ今の事務局からの説明につきまして、何か御質問ございますでしょうか。

●東会長 非常に細かな実務的な事柄ですので、説明にもございましたように、特にですね、我々が議論することでもないかなという気がいたします。確認すればよろしいのかなという事項だと思いますが。

●東会長 基本的な考え方といたしましては、3ページ目の「(7) 住民投票の投票及び開票に係る事務」の第3段落の部分で、「住民投票制度においても、可能な限り選挙制度と同様の仕組みにより、住民投票の機会の確保に配慮する必要がある」とあり、選挙に準じて

考えるべきだということで、この一連の実施の手続を考えればよろしいのかなということ、特にここで議論するような点についてはですね、今のところ見当たらないのですが、いかがでしょうか。

●東会長 特に御意見がなければですね、長を実施機関として選挙管理委員会に事務を委任する形で、選挙に準じて住民投票も実施するというのをこの場で確認したということによろしいでしょうか。

●会場の委員 （うなずく。異論なし。）

●高野委員 前の議論で、投票資格者の対象を誰にするのかという話が出ていたのですが、対象者がどのようになったとしても、選管であればある程度の過去の実績の蓄積とか、そういったデータ、やり方が全部分かっているんで、そのような場合であっても選管で事務を執行するというのでいいのですかね。選挙人名簿に基づいて選管は動いていると思いますが、住民投票に外国人を入れた時とか、そういったときには改めて名簿については役所のいずれかの部署で作ったものを選管に渡して、それを選管が把握をして、実際行われる住民投票の手続のときには、投票所入場券を配ったりするなど、そのようなことを一緒にしてくれるということでもいいんですよ。

○事務局（中村市民自治推進課主査） 基本的に、条例上は市長が名簿を持ち、名簿を作成し、投票所入場券を発送するという投票人名簿の取扱いになろうかと思います。しかし、その事務を行うのは、現状としては難しいものと考えておりますので、そういった事務につきましては、双方協議によることにはなるのですが、選挙管理委員会の方に委任をし、事務を執行したいというような考えはあります。

それは、住民投票の実施において選挙人名簿（と同一の情報）を使う場合、又は新たに投票資格者名簿を作成する場合のいずれであってもですね、そのような形（事務委任は必要）になろうかと思うので、投票資格者の対象者の範囲によってその取扱いが変わってくるということはないのかなと思われま。

●高野委員 その確認だけです。

●東会長 はい、どうもありがとうございます。

●東会長 それでは、個別論点第13については確認したということで、次の「第14 住民投票運動」につきまして、事務局の方から、御説明いただきます。お願いいたします。

【第14 住民投票運動】

○事務局（中村市民自治推進課主査） 「第14 住民投票運動」につきまして、御説明いたします。常設型の住民投票制度を設けている他市町村の例では、おおむね自由な住民投票運動を認めており、禁止行為に対する罰則規定を設けている事例はございません。これは、条例における住民投票運動については原則自由としながらも、買収、脅迫等による住民の自由な意思が拘束されることや不当に干渉されることについては訓示的な規定により制限するに留め、具体的な規制については、刑法等の他法に委ねると整理できるところでございます。

この項目につきましては、住民投票運動についての条例上の規制についてどの程度の規定にするのかについて御議論いただくため、項目立てしたものでございます。

事務局といたしましては、住民投票運動の手法を想定しながらも、住民投票運動について公職選挙法と同様に広範に規制することにつきましては、「禁止規定違反の構成要件を整理した上での具体的な事実認定」あるいは「事実上の指導」が極めて困難であるということから、また、住民投票条例が諮問型であることを踏まえまして、他市町村の規定例と同様に、訓示的な規定に留めることが適切であると考えているところでございます。そのため、広範な禁止規定あるいは罰則規定の設定につきましては、事務局といたしましては消極でございますが、御議論いただければと思います。

なお、参考資料といたしまして、「住民投票運動についての他市町村規定例」を添付してございますので、併せて御確認をお願いいたします。

論点第14につきまして、事務局からの説明は、以上でございます。

●東会長 はい、どうもありがとうございます。ただ今の説明につきまして、何か御質問等はございませんでしょうか。

●東会長 他市町村の例を見ますと、罰則規定を設けているものはないということですね。ただ、この買収、脅迫等、市民の自由な意思が拘束され、又は不当に干渉されるものであってはならないといったような表現で、注意規定を設けるということですね。それで、まあ、なるべくですね、この住民の自由な意思が表明されるような住民投票運動が行われるよう注意を喚起すると。甚だしいものについては、これはもう当然、刑法における犯罪に該当してくることになりますので、それは刑法に委ねるということで、特に住民投票の条例の中では罰則規定を置かないという考え方ですね。

仮に、これがもし罰則規定を置くという考え方に立った場合にですね、これは非常に難しい問題になるかと思っておりますので、やはり、住民投票の事の性質からしてですね、相当対立が激しくなることもあることは予想されますけれども、それでもやはり、犯罪に当たらない限りは許容されるべきところなのかなという気もいたしますので、住民投票条例の中ではやはり注意を喚起するに留めてですね、罰則規定を置かないという他市町村の例のような形が望ましいのかなと私自身考える次第ですが、皆様の御意見はいかがでしょうか。

●阿部委員 極端な話、お金を配ってもいいということですか。

●東会長 そうですね。公選法が適用されませんので（そうなります）。

●高野委員 そうなると、例えば夜の常識の範囲というか、公職選挙法の場合、選挙運動用自動車による連呼行為は、午前8時から午後8時までしか行えないこととなっておりますが、例えば夜の11時とか12時とかにこのような行為が行われたとしても、別にこの条例だと、とがめることはできないですよ。

●東会長 ただ、騒音に関するような国の規定等はあるでしょうしね。

●高野委員 その、環境基本法などに基づいて「何時以降は何デシベル」などというのは、環境基準のようなもので法律で決まっていますよね。そういうものをきちんと適用しますというような文言を入れておかないと（まずくはないのですかね）。

○事務局（中村市民自治推進課主査） それはですね、文言を入れなくても当然に、その法律の中で適用がされますので、条例の規定として置く必要はないかと思います。

●高野委員 それ、大丈夫なんですかね。まあ、規制するというまででもないけれども、規定しておかなければならないというほどでもないのですか。

○事務局（中村市民自治推進課主査） 規定をしなければならないものがあるとするれば、それについては個別に規定をしなければ、当然、法律には書かれていないものを規制する形になりますので、それは条例化しなければならない部分になろうかと思います。

●高野委員 そういった心配が、若干想定されるのかな。いきなり夜遅い時間に訪ねてくる人がいるとか、電話をかけてくるとか。その場合に、役所に苦情がくるのか、どこに不満が出るのかは分かりませんが、そういうことは多少、想定されるのかなと。

●阿部委員 電話はいいのですよね。夜中に電話しても。（電話についての公職選挙法による規制はありませんから。）

●高野委員 （夜間の電話は）自由ということは、（電話しても）いいということですよ。

●阿部委員 そうですよ。そちらの方には入れないでしょうけれどね。

●福井副会長 それを逆手にとるといってもありますね、逆の立場のふりをして。

●阿部委員 そうですね、逆の立場のふりをして。

●江川委員 常識で理解ができる人たちはいいのですけれども、できない人もたくさんいると思うのですよね、そういう人達というのは。

○事務局（中村市民自治推進課主査） 住民投票運動について、どの程度規制をするのかということ考えたときに、参考となるのは公選法で規定されている規定ですよ。それは、全て住民投票条例の中に規定すれば選挙とは同一になりますが、それでよいのかという問題もあります。一定程度、自由にできるものや、（住民投票運動が自由に）できるということを想定した場合に、公職選挙法上の規定というのはかなり細かいのですよ、それを全て置くというような形にはやはりならないのかなと思います。

ただ、どうしても危惧されるものがあるとするれば、それは条例で書くことは可能かだと思います。後は問題として、それを仮に規定したときに罰則について規定するかどうか。「違反なのだけれども罰則はない。」という整理も当然考えられますが、そうなったときに、それは、まあ、「してはいけませんよ。」という規定以上のものではないということになりますので、その判断は、なかなか難しいところがあるかと思います。

ただ、一部団体では、戸別訪問について禁止するようなことを規定している自治体の中にはあります。それで、そのような禁止規定を具体的に考えていくとすれば、「それでは、公選法上の規制（禁止されている行為）はどうなのでしょう。」という部分を洗っていく作業が必要になってきますので、現実的にはちょっと、今回の提言の中では難しいところかと思います。

●高野委員 川崎市の住民投票条例では、一応、「公職選挙法その他の選挙関連法令の規制に反する行為」はしてはいけませんというように書いてありますが、まあ、これくらいであれば問題はないという感じなんですかね、そうなるよ。

○事務局（中村市民自治推進課主査） そうですね、まあ、川崎市の規制については、これは当然確認規定ですので、川崎市の場合でも、このような規定が仮に条例の中になかったとして、どうなのでしょうかね。

川崎市の規定の仕方は、どうなのであろうかというのが実はあってですね。選挙運動ではないもの（住民投票運動）なのだけれども、公職選挙法の規制に反する行為というのがそもそも考えられるのかとかですね、ちょっと色々整理もしなければならぬので。

また、「規定の例による。」というような規定の仕方は、一般的な手続規定については確かに「規定の例による。」とかでいいかとは思いますが、例えば「違反である」とか「違反でない」とか、「良い」とか「悪い」とかというものについて、包括的に違う制度を借り受けて、それを「準用する。」とか「例による。」とかとするのは、ちょっと大丈夫かなという不安があります。

ですから、「これについてはやはり規定をする方がいい」ということが仮にあるとすれば、それについては規定した方がよいのかなということは考えられます。

○事務局（中村市民自治推進課主査） それで、事務局として（住民投票運動を規制するための）各論についての規定を、特段、考えていないというのは、住民投票条例は諮問型であって、法的な拘束力がないということもありますので、その中で、広範に色々な規制を置くというのはどうなのだろうかという考えもありまして、一般的な訓示的な規定を置くに留めるという整理をしているところであります。

●東会長 今、御説明にあったところと、それから高野委員が御指摘されました川崎市の住民投票条例第14条第5項の規定ですよね。これについては、いずれも罰則規定ではないというわけですし、一種の注意規定ということで、川崎市の住民投票条例の場合もですね、第14条第5項において第3号まで載っているというところはどうなのかなとは思いますが、第1号、第2号にあるように、「住民の自由な意思を拘束し、又は干渉する行為」をしてはならないとか、「平穏な生活環境を侵害する行為」をしてはならないとか、そういった注意規定を入れるのは問題はないと思いますし、場合によってはこれは望ましいことなのかなと思います。けれども、それ以上につきましては、やはり、逆に、特に重視されるべき「自由な意思の表明」というところが侵害されるのではないかと。「自由な意思の表明」というのは、これは「住民投票における自由な意思の表明」もあれば、「住民投票を実施する前の段階における賛成派、反対派の双方による住民投票に向けての活動における自由意志の表明」ということも、当然尊重されなければならないと思われまます。そのため、やはり一種の注意規定として置くことがよろしいかなと思いますが、具体的に「公職選挙法その他の選挙関連法令の規制に反する行為」というところまで置くのはどうなのかと、疑問に感じるところです。

●東会長 他に何か御意見はございませんでしょうか。

●東会長 参考資料14-1の他市町村規定例にある規定の表現の仕方も、非常に特徴的だとは思いますが。高浜市、富士見市、我孫子市、坂戸市、みんな同じですけども、

最後は「～されるものであってはならない。」という形の規定です。「～してはならない。」というような規定ではなく、「そういうものであってはならない。」というものである。ですので、「それはもう住民全員が心掛けるべきことだ。」と、あえて注意を喚起したということだと思われまます。

こういった形ですすね、一項目を置くというのがよろしいかなと思います。いずれにしても、罰則規定を設けるとか、あるいは公選法を準用するというような考え方まではどうなのかと、疑問に感じるところです。

もし反対の御意見あれば承りたいと思いますが。

●江川委員 反対意見ではないのだけれども、もし、これが公職選挙法に違反するならば警察とかが動くのですけれどもね。住民投票条例に対する法的な形の違反とか、そういう形のものについては、誰が、どういう具合に判断をするのか。それができないのだったら、何も、それこそ規制をする必要はないのではないかな。

●東会長 あくまで注意を喚起するという事に留まるということですよ。

●江川委員 そうですよ。

●東会長 他の委員の皆さん、いかがでしょうか。

こういう注意を喚起するようなことについても書く必要がないということであれば、それも御意見だと思われまますけれども。

●福井副会長 やっぱりこのような規定は、市民に訴えているというのか、市民に注意するよという文章ですよ、これは明らかに。これならば、いらぬという気もしますし、逆に規定としてこれを載せるのであれば、「選挙管理委員会は、こういう侵害される行為がなくなるように努める。」など、何かそういうような、市や取締機関というか執行する側を拘束するような規定でなければ、何の意味もないような気がするんですけども、どうでしょうか。いずれにせよ、努力目標にしかならないですよ。

●江川委員 結局のところ、大した意味がないということなのではないかな。

●福井副会長 いずれにしても、意味がないと思うんですけども。何か「こうしましょう。」というのと、「そうするようにちゃんと見張ってください。」というのとでは、ちょっと違うのかなと思うんですよ。

○事務局（中村市民自治推進課主査） 今、福井委員のお話の中でありました、例えば行政側に縛りというか一定の責務を持たせるという規定は考えられなくはないのですが、まず、その前提として、その、守るべきものがその、条例あるいは規則の中に全くないとなれば、じゃあ、それをどのように指導するのかというそもそもの問題がありますので、なかなか難しいところがあるかなと思います。

●福井副会長 それはそうですね。まあ、そういうことですよ。

○事務局（中村市民自治推進課主査） それから、仮に公職選挙法の指導と言いましても、現実における取締りや指導というのは、実際に選挙運動や政治活動として行われている現

実の方が先行している部分もありますので、なかなか選挙運動期間中の指導であったり、行われている行為に対しての規制といたしますか、指導というのが難しいというのが現状としてあろうかと思えます。

●高野委員 それは行政指導ということですか。公選法に基づく指導ということですか。

○事務局（中村市民自治推進課主査）（してはいけないという指導は、）当然、法律に基づいて（例規上の禁止規定を前提に）行われますので、まず、「駄目だ。」と言うためにはその、法律の中で「してはいけない。」という禁止規定があるので、当然指導できるわけです。何も規制（禁止規定）がない中でですね、例えば「うるさいから」といった理由で、何ら規定がない時に指導できるかということ、それは住民投票条例に基づく指導（住民投票に関する事務の所掌の観点からの指導）というところからいけば、できないこととなります。

ただ、そうは言っても、例えば真夜中の12時に連呼行為をしてですね、演説会を外でやるといったときに、市は住民投票条例上の禁止規定が全くないことを理由として、そのような団体に対して一切の注意喚起ができないのでしないのかということについては、そのようなことにはならないと思います。条例上に禁止規定がなかったとしても、そういった問題が発生した時には、それはあの法的なものというところではなくてですね、（市民の平穏な生活環境を守る観点から、）事実上の指導というものを行っていかなければならないと思いますので、そこはそういう中での整理かと思えます。

●東会長 それとですね、そもそも住民投票を実施するということは、直接民主制による意思の決定を行うということですから、住民自治を住民自身がこれを行うということですから、やはりそれは住民の成熟と言いますか、これが前提になります。成熟しているかどうかは別としまして、成熟に向けての一つの方法かもしれませんが、その民主的な成熟に向けての一つの方法として、あるいは一つの証としてですね、住民投票を実施するわけです。その住民投票運動の中にですね、今、危惧するような、生活の平穏を侵害するような行為であるとか、買収が行われるような自治体であれば、そもそも住民投票をやること自体が時期尚早であるというような考えを私は持っております。あくまで自由な運動で、それも一定の制約というのは住民が考えるべきことで、そこを逸脱するようであればですね、やはり制度としての常設型の住民投票制度を作ってもですね、まあ、「一回やってもうこりごりだ。」ということにもなりかねないと思われまます。

最初はできるだけ規制をかけないで、自由な投票運動をするのがよいのではないかと。それで「～されるものであってはならない。」という規定により、住民自身が心掛けるべき規定ということですね、自らに向けた注意義務規定ということで、こういった規定を置くのであろうというふうに考えるわけなんですけど、いかがでしょうか。

●東会長 ですから、逆に言いますと、選挙管理委員会に対して色々と頼るといえるか、選挙運動の行き過ぎを是正するような注意喚起を選挙管理委員会あるいは市に求めるということ自体がですね、ちょっと住民投票を実施しようという自治体の在り方、住民の在り方からしてですね、何か行政に依存しているような印象を受けるのです。

●東会長 色々申しましたけれども、罰則規定は設けないということでは皆さん同じ考えであらうかと思われまますので、他市の規定例に見られるような注意義務規定程度は置くということで。それよりもですね、この過度に住民の自由な住民投票運動を制約するような

規定は設けないということで整理させていただきたいと私は思うわけですが、皆さんの御意見いかがでしょうか。

もし、御異論があれば、それも併記する形にしたいと思いますが。あるいは、もう、こういった注意義務規定すら置く必要がないということであれば、それも御意見として併記するということですが。

●福井副会長 これについては、逆に住民投票運動を認めていない自治体というのはないのでしょうか。

○事務局（中村市民自治推進課主査） 基本的には、認めていないということは判断するための情報が入らない、市民に情報が行き渡らないということになってしまいますので（ないのではないのでしょうか）。

●福井副会長 市の広報だけで住民が判断しているようなところというか、そういうところはないのでしょうか。

●東会長 それは、（表現の自由との関係で）憲法違反になると思います。

●福井副会長 ああ、そうか。

●東会長 それでは、先ほど整理させていただいた形でよろしいでしょうか。注意義務程度は置くということでもよろしいですね。

●東会長 それでは、次にまいります。「第15 再請求の制限期間」について、事務局の方から御説明いただきます。お願いします。

【第15 再請求の制限期間】

○事務局（中村市民自治推進課主査） 「第15 再請求の制限期間」につきまして、御説明いたします。常設型の住民投票制度を設けている他市町村の中には、同一事案についての住民投票の請求について制限期間を設けるものがあります。その一方で、特段、再請求の制限期間を設けていない自治体もございます。

この項目につきましては、再請求の制限期間を設けることとするのかどうか。また、設けることとした場合における期間については、どの程度の期間が妥当であるのかにつきまして御議論いただくため、項目立てしたものでございます。

再請求の制限期間の設定が必要であるとする考え方といたしましては、住民投票の結果については、多くの時間、費用、労力等を費やした上で住民の総意として示されたものであることから、一定の期間、事実上の効力を持たせることが必要であるといった考え方が主なものになるかと考えられます。

一方、再請求の制限期間を設定することに必然性はないとする考え方といたしましては、他の制度やその実態から、特段、規定を置くまでには至らないという考え方が主なものになるかと思えます。

仮に、再請求の制限期間を設定した場合における請求期間につきましては、市長、市議会議員の任期、制度の濫用防止の観点等を考慮して、妥当な期間を決定することが必要となるものでございます。

参考資料といたしまして、「再請求の制限期間についての他市町村規定例」を添付しておりますので、併せて御確認をお願いします。

論点第15につきまして、事務局からの説明は、以上でございます。

●東会長 はい、ありがとうございます。ただ今の説明につきまして、何か御意見等はありませんでしょうか。

●東会長 制限期間を設けるという考え方と、設けないという考え方があるわけですね。設けるという考え方の場合、2年という立法例が見られると。設けない理由につきましては、制限期間を設ける意義は低いということで捉えられていますけれども。この点に絞っていかがでしょうか。

●高野委員 高浜市においては住民投票が実施された場合について制限期間を設けていますが、この住民投票が実施された場合の後ろの部分で、「(住民投票が成立しなかった場合を除く。）」と書かれてあります。これは、成立しなかった場合については何回でもできるということですよ。

●東会長 そうですね。成立要件を認めるかどうかという、その前提もまた、関わってはくるのでしょうか。

●高野委員 成立要件を「満たしている」、「満たしていない」という前回の議論にも関連してくるのですけれども。前回の議論のときには、「成立要件を設けたとしても、投票の結果は公表します。」という整理でしたが、そのようになったとき、投票された結果は結果なのか、それとも、それはあくまで参考程度の意見として公表したというように捉えるのか、その捉え方によっても、また結論が変わってくると思います。

再請求の制限については、成立要件の話との兼ね合いもある程度詰めてからでない、すぐにどうこうとは言えないのかなとは思うんですよね。成立要件がない場合であれば、同じものは2年経たないとできませんというのは、全然問題ないと思うのですけれども。

また、2年が妥当なのか妥当でないのかという議論は、別問題として出てくるとは思うのです。

成立しなかったけれど結果は出ている場合、それでは、その結果は「公開されてから2年はできない」のかとか、そういった部分については、少し深く掘り下げて考えないと、今すぐここで、どうこうとは言えないのではないのかなとは思うんですよね。

●東会長 その点について、成立要件を認めるという考え方の場合にですね、成立要件を満たさなかったから成立しなかったということ自体がですね、住民投票の結果が示される示されないに関わらず、成立しなかったということも一つの住民の意思表示であるという捉え方が可能かなと思います。

●高野委員 そうですね。

●東会長 そうしますと、それと同じ争点の事柄については、成立要件の有無に関わらず、一定期間の再請求は認めない、制限期間を設けるということも考えられると思います。

○事務局（中村市民自治推進課主査） 成立要件の結論によって変わってくるという部分

も確かにあるのですけれども（、成立要件を設けた場合の再請求の制限については、成立要件を満たした場合には当然に再請求できないものですが）、成立要件を満たさなかった場合については、「再請求できる。」「再請求できない。」のいずれの立法もできます。そのため、そこは成立要件をどうするかというところの議論とは全くリンクしていないというわけではないのですけれども、まずは「再請求の制限期間を置くのかどうか。」ということの判断が、やはり一番大きな問題かと思えます。

それで、（再請求の制限期間を）置くということになったときに、再請求については、成立しなかったけれど結果が公表されているものについて、それを再請求の制限事案としてカウントするのかどうかということ、その時点で検討するということがよいと思います。

●東会長 今回の御説明についていかがでしょうか。

●東会長 そもそも、再請求の期間の制限を設けるのか設けないのかということですが、設けないという考え方の論拠について、資料に書かれているところから見ますと、事実上そのようなことは設定する必要はないというところにあるようですが、現実には再請求があり得ないのかどうかということになると、若干、疑念もございまして、やはり、ある程度の組織を持ったグループがですね、住民投票を積極的に推進するというのであれば、様々な労力、経費の負担、そのようなものがあってもやる（住民投票を行うための行動をする）ということもあり得るかなと思われまして。「（連続した）請求は事実上困難である。そのため、制限期間を設ける意義は低い。」とありますが、それは確かにそうかもしれませんけれども、あり得ないことではないということですね。ですから、この2年間という制限期間を設けるという考え方ですね。これはまあ、間接民主制と、それから、初回の会議での議論における住民投票の結果の尊重ということについては、岸和田市や上越市もですね、市長選挙や市議会議員選挙が4年ごとであるので、だから少なくとも2年が経過がすれば選挙の争点になりうると。これも間接民主制の原則ということに配慮して、この2年という期間を設けているわけですし、この2年というのは非常に合理的ではないかなと、私も理論的にはそう思うわけです。

それで、事の性質は違いますが、国によってはですね、内閣不信任案の提出を、一定の期間について内閣の成立（時）から制限するというような考え方もありますし、また、これも例は違いますが、国会における一つの会期中における一事不再議の原則とかですね、そういった、一度行ったことを一定の期間につき、再度行わないという原則は、労力、費用など一度示された意思を尊重する観点から、非常に重要な原則だと思われまして。そういったことについては、やはり、住民投票条例の中で明示するということがあってよろしいのではないかとこのように考えるわけです。その点で、他の自治体の（同一事案についての再請求についての）考え方である「2年」という考え方は、非常に理論的にも合理性がある考え方かなというふうに思われますが、皆さんのお考えはいかがでしょう。

●佐々木委員 制限期間の設定が不要であるとする考え方の中で、「事案の同一性の判断が困難である」と記載されておりますが、結構、そういうことってあり得るのですかね。全く同じことではなくて、ちょっと（表現を）変えて「違うのです。」というような、そのような想定がなされるのでしょうかね、まあ、あり得るといえるのかということですが。

○事務局（中村市民自治推進課主査） あり得ると思いますね。例えばどうしてもその施

策や決定を覆したいということを考えた場合に（、実質として同一であるものの）、「同一でないので（提出します。）」とか、また、多少（表現や内容を）変えてですね、提出してくるということは考えられることではあると思います。

ただ、それが最終的に「同一性かどうか」というのは、最終的に同一事案であるのかどうかの判断は、住民投票を最終的に実施をする市長が行うことになりますので、少し形式が変わっているけれども同一のものであれば、それはその時点で同一事案ですので、住民投票は行われなくなることになるかと思われまます。

●佐々木委員 事案の同一性の判断については、そこまであまり、すごく困難で分かりにくいというようなことではなさそうなんです。

○事務局（中村市民自治推進課主査） そこは社会常識というか、社会通念に照らし合わせて、これは本当に同一案件であるのか別案件なのだろうかというところの判断をすることになります。仮にそれが、あの、「ちょっと違うからやるべきだ。」といったときに、「また費用をかけて、市は住民投票を実施するのか。」ということが、当然、問われてきますので、そういった様々なことを判断しながら、同一であるのかそうではないのかということが、最終的に決定されることとなるのかなと思います。

●東会長 基本的に住民投票が行われる機会というのは、めったにないわけですよ。住民投票の制度が設けられたとしても、よほど住民の意思が真っ二つに分かれているとか、そういった、誰が見ても顕著な争点について住民投票に至るわけですから。

「事案の同一性」という言葉が使われてますけども、その事案の核心的な部分というのはですね、「ちょっとこれは違いますよ。」という程度のものでは済まされないようなことではないかなと実際は思います。ですから、同一というのは、「ちょっと違うのではないか」、「ちょっと違うから、別ではないのか」などという言い方はできるのかもしれませんが、事案の核心的な部分が同一か否かということについては、これは、先ほど事務局の説明にもありました「社会通念」によって判断すれば、大体、判断できることなのではないかなとは思ってますよ。

また、短期間に「同一ではないけども類似の住民投票が実施される」というのは、やはり、これもまた社会通念から考えて不自然ではないかなと思います。やはり、「事実上の同一性」があることではないかなというふうに考えられます。逆に言うと、住民投票制度そのものの濫用を避けるということであればですね、制限期間を設けておいた方がよろしいのかなという気がするんですよ。

●東会長 コスト、労力、それから、間接民主制の原則があります。あくまで、この二元代表制の中でそれを補完するものとしての住民投票制度ですから、その位置付けというのは、やはり間接民主制の原則よりも少し、こう一步引いたところで位置付けるべきなのかなと気がいたしますけれども。

●福井副会長 以前に住民投票について議論するワークショップの中でこの話が出ておまして、結局のところ「2年」というのは、「事実上、再請求をはいけないよ。」というような期間ではないかということでした。

住民投票を行うとしたら、結構、それは緊急な事案などが多いという感覚で皆さん捉えていました。そうした事案の場合には、再度の住民投票をしようとした時点では、そこでは既に決まっています、議会も既に通ってしまっていて、「それでは、じゃあやります。」と

いったら、大体2年以内にはもう、2年後に同じ事案を出してももうその事案については終わっている状態になりますよね。ですから、1年とかだったら危険ですけども、2年だったら、その意思是尊重されるのかされないかは別として、進んでしまっていて、もう、時効の状態になっているのではないかということ。

再請求の制限期間を2年と設けているのは、事実上の再請求を認めないという趣旨なのではないか。ただ、「認めない。」と書いてしまえないからこういう書き方をしているのではないかというようなことを皆で議論したことを思い出したのですけれども。まあ、2年の期間が経過した後も同様の問題が残されていて、その問題についてやっぱり決まっていなかったら、何らかの問題があったからということで、まあ、そのチャンスというのは残しておくような機会としてとらえてもいいのではないかと。やっぱり、その2年という期間を設けておいた方がよいのかなというふうに、前のワークショップではそういう話が出ました。

●東会長 今のお考えは、「2年の制限期間」という捉え方ではなくて、「2年を経過すれば、再度、同じ事案について住民投票が可能である。」という捉え方でしょうか。

●福井副会長 可能なのですけども、現実問題として不可能というか、もう既に物事は決まってしまうと、「2年後にはそういう話にはならないのではないか。」ということで、「労力をかけて住民投票を実施したのだったら、やはり、それで一回決着を付けるべきだ。」というような意見で、その2年というのは、「再請求をしたら駄目ですよ。」という捉え方で、2年をとらえるという意見だったと思います。

●高野委員 苫小牧がどういう条例形式をとるのかはちょっとまだ全然見えてない状況ですけども、例えば請求の発議を住民はもちろんとし、市議会の議員の何分の1以上の賛成があったとき、市長が判断したときという、多分、その三つを入れる形になるとすれば、住民の人が名簿を持って署名を集めるというのは、ここに書いてあるとおり至難の業かなと思います。ただ、他の自治体とかの例を見てると、市長であれば「重要事項について自ら発議ができる」というその一言だけの規定であれば、市長に「やっぱり重要だからもう一回やります。」というふうに言われてしまうと、まあ、できるということになりますよね。条例に規定がなければ、また同じ質問について住民投票が全く行われなるとは言い切れないのかなと。ただ、資料の1ページ目の「(2) 制限期間の設定が不要であるとする考え方」の部分の最後の理由のところにもありますが、住民投票の結果については尊重義務に留まるものであるのだから、議会などで「やっぱり自分たちの考え方が正しくて、住民投票の結果が間違ってたから、こういうふうにやりたい（再度、住民投票を行いたい）。」というふうにも確かに言えるというのも、まあ、何となく分かる気もするんで。

例えば住民からの発議だったら制限を2年とするとかという制限をかけるとか、（また、住民についてはその制限を）かけないとかという、例えばそういうことはできるんですかね。それとも、そういうシステムについては法的にはまずいんですかね。首長と議会は同一の事案については2年、再請求ができないのだけでも、住民については多分、署名を集めるのが難しいので、住民については再請求の制限はないというような法的な設計はできるんですかね。

○事務局（中村市民自治推進課主査） 法的には可能だと思います。ただ、そのためには、なぜ住民だけを制限しないのかという論拠を整理してからでなければ規定できませんので。一般的に、他市の条例においては、（同一の事案について再請求を制限する規定のみで、

例えば）「同一の事案又は当該事案と同旨の事案について（何々発議に関するものを除く。）」というような規定ではありませんので、同一事案の2回目の住民請求は当然できませんけれども、1回目が住民請求で、その結果が市長が考えていた結果とは違っていたので、また、市長が考えて2回目の発議ができるかということについては、現行の「同一の事案について」という規定のみだけであれば、当然、2回目について市長はそういう発議はできませんし、議会が発議をしようと思っても、当然それはできないこととなります。

再請求の制限期間を例えば市長、あるいは議会、あるいは住民のように個別にどの対象方に対して設定するのかということは、理屈の上では当然できますので、住民だけは認めるとか認めないとか、市長だけを認める認めないという条例規定ができるのかどうかという質問に対しては、できるということになります。後は、まあ、それを規定するための論拠立てを作る必要があるということです。

●高野委員 根拠が必要ということですよ。

●東会長 今のお話にございましたように、この制度の濫用というのは、住民側だけではなくて、むしろ市長、あるいは議会による濫用の危険もありうるわけですね。

●高野委員 そちらの方が、多分、多いですよ。「市政運営上の重要事項について、自ら住民投票を発議することができる。」というふうになってしまうと、やっぱり（濫用の危険性の問題については）重要なので（はないか）ということ。

●東会長 そのような発議の中で、住民投票にかけるという発議を含めるのかどうかというところがありますので、住民投票については一定の期間の再請求を禁止するというのは十分に意味があるということになるわけですね。

●高野委員 むしろするべきだということですね。制限期間が何年かということとは別として。

●高野委員 「全くできない」と書いてあるところはないんですか。その同一事案はもう二度とできない。「何年経ったらまたできる。」とか、「規定を元々置いていない。」とかではなくて、「同じ質問はしてはいけません。」と、「それを問うことはいけません」と。

○事務局（中村市民自治推進課主査） 規定例として見た記憶はないのですけれども、仮に同一事案だったとしても、一定の年数が変遷したときに、Aという事案はAという事案なのだけれども、例えば10年経ったAと10年前のAというのは、やっぱり同じAだと言えるのかと言うと、なかなか、それはどうなのでしょうかねというところかと思えますので。そういった意味では、その「2年」というのは、2年では社会情勢というのはそれほど大きく変動はしていないのではないかとこの2年というか、そこはもう推測のお話ですので何とも言えないのですけれども。

●高野委員 2年という数字に対しての根拠は、他の自治体においてもないのではないかと。「制限期間を2年間としたのは市長選挙や市議会議員選挙が4年ごとに行われる。」ことを理由としている自治体もありますけれども、特に意味があるわけではないということなんですね、きっと。

○事務局（中村市民自治推進課主査） なかなか、その、「1回やったの永久にできない。」というのは、やはりちょっと規定としては酷な感じがしますよね。

●高野委員 ないとは思いますが、そこまでこう厳しく、そんなに頻繁に実施されたら困るという考え方の自治体もあるのかなと。

○事務局（中村市民自治推進課主査） （同一事案について二度とできないとしたら）、仮に、条例が廃止されたらそれはどうなるんだという問題もありますので、なかなか難しいところではあるかと思います。

●東会長 まあ、色々な考え方が示されましたけれども、いずれにしてもですね、制度の濫用を避けるという観点で、同一の事案、あるいは同様の趣旨の事案を一定期間、具体的には2年間、再請求の制限期間を設けるということは合理性があると。設けるべきであるということ、この会の意見としたいと思いますがいかがでしょうか。

御異論ございませんでしょうか。

それでは、そのように整理させていただきます。

●東会長 それでは、次の個別論点ですね。「第16 不服申立て、異議の申出」でございます。これにつきまして、事務局の方から御説明をお願いします。

【第16 不服申立て、異議の申出】

●東会長 事務局の方から簡単に御説明をいただきます。

○事務局（中村市民自治推進課主査） 「第16 不服申立て、異議の申出」につきまして、御説明いたします。市長や選挙管理委員会といった行政庁の違法又は不当な処分その他公権力の行使に当たる行為に関しましては、権利利益の救済を図るための一般法としての行政不服審査法により不服申立てを行うことができるものでございます。その上で、処分に該当しないものの一部につきましては、異議の申出の仕組みを設けている自治体もございます。

具体的には、「署名簿に記入された署名を無効と判断されたことに対する署名者からの申出」あるいは「投票資格者名簿の登録に関する投票資格者本人からの申出」について、異議の申出という仕組みを設けているものでございます。仮に、このような仕組みを設けた場合、「署名簿の署名に関する異議の申出」につきましては地方自治法第74条の2相当の規定を、また、「選挙人名簿の登録に関する異議の申出」につきましては公職選挙法第24条相当の規定を、それぞれ仕組みとして設けることが考えられます。

事務局といたしましては、論点整理1の③につきましては地方自治法における直接請求における署名簿の署名に関する異議の申出の規定を、④につきましては公職選挙法における選挙人名簿の登録に関する異議の申出の規定をそれぞれ参考として、住民投票条例においても相当の規定を設ける必要があると考えているところでございます。

なお、参考資料といたしまして、「関係法令抜粋」、「異議の申出についての他市町村規定例」を添付しておりますので、併せて御確認をお願いします。

論点第16につきまして、事務局からの説明は、以上でございます。

●東会長 はい、どうもありがとうございました。それでは、事務局からの御説明につきまして、何か御意見等はございませんでしょうか。

●東会長 今回の事務局の御説明にございましたように、「異議の申出」というものを住民投票条例で規定するということですね。それはなぜ規定するのかというと、住民投票に係るものに対する権利侵害について、処分、市長や選挙管理委員会の行為が処分に当たる場合は、これは行政不服審査法という法律の規定によって不服申立てが可能だということですね。しかし、処分に当たらない行為については、行政不服審査法が適用されないので、処分に当たらない行為について、特にですね、住民投票条例で「異議の申出」という制度を設けて、住民の権利救済を図っていこうという考え方ですね。

●東会長 それが具体的には、資料の2ページ目（不服申立てを行うことができないと考えられるもの）の③と④に当たるわけですね。「署名簿に記入したんだけど、その署名は無効だ。」と。「自分が、記入したわけでもない。」と、それに対する署名者からの申出ですね。投票資格者名簿の登録に関する投票資格者本人からの申出については、「登録資格があるのに登録されていない。」とか、そういうことがあり得るということですね。それに対して「異議の申出」というものを設けるのか。まあ、④については、特に設けなくても他の方法があるということですけども、いかがでしょうか。

○事務局（中村市民自治推進課主査） 事務局の整理といたしましては、まず一般法の行政不服審査法で救えるものについては、そちらの方の規定があるので、あえてそれについて条例化する必要はないのではないかと考えております。

処分に当たらないものについて権利侵害が考えられるもので、他法、すなわち、国法や他市条例を見たときに、一般的に「異議の申出」として設定しているものとしては、地方自治法第74条の2相当の規定で署名についてはカバーをして、なおかつ、選挙人名簿に関しては公職選挙法第24条相当の規定を入れることによって権利救済を図っているようですので、当市においてもその二つについては「異議の申出」として制度化しておくのがよろしいのではないかと整理をさせていただきたいと思います。

●東会長 というような御説明ですが、いかがでしょうか。

●東会長 異議の申出という制度を住民投票条例の中で規定して、その申出の制度については、この資料の関係法令抜粋にもございます公職選挙法や地方自治法の規定、これを参考に、住民投票条例の中で規定するということですね。

●高野委員 これ、ちなみになんですけれども、選管にこれを言ってくる人って、どれくらいいるんですか。実際いるものなんですか。その、異議の申出をしてくる人とかって、いらっしゃるんですか。

○説明員（磯崎選挙管理委員会事務局主査） 何の異議の申出でしょうか。

●高野委員 例えば「名簿に僕、載っていない。」というような。

○事務局（中村市民自治推進課主査） 「異議の申出の規定に基づいて」の異議の申出というのは、現状としてはほとんどないのではないかと思います。それは、公職選挙法の関係で言えばですね、「本人が投票したいのに投票ができないのはどうしてなのか。」ということで選挙人名簿に登録されている、登録されていないというようなお話になります。

で、そのお話が公職選挙法（の被登録要件）と照らし合わせて、お話で言われている方が本当に何らかの手续違いによって登録されていないとすれば、それは選挙人名簿に登録をするという補正登録の方法がありますので、それで足りてしまうという部分がありますので、なかなかその、異議の申出という形です、選挙人名簿の登録に対して不服があり、異議の申出の手续により不満を言うてくるということは、なかなか、ケースとしてはないのではないかと思います。

○事務局（中村市民自治推進課主査） 仮にですね、その相手方とのやりとりの中で、仮に不満が残り、「それについては承服できない。」ということで（文書による）異議の申出があったとしてですね、それが公職選挙法と照らし合わせて明らかに言っていることと事実が違ふということであれば、異議の申出は却下や棄却されることになるということも考えられるのでしょけれども、そこまでに至る前に選挙人名簿での関係で言えば、当然その前段階で、当然「なぜ選挙人名簿に載っていないのか。」という理由を調べるわけですから、その中で大方、片が付いてしまうというというのが実情ではないかと思います。選挙人名簿に関してはですが。

●高野委員 （異議の申出が）想定されるというか、これまでに実際にあったものとしては、具体的にはどういうものがあつたんですか。

○事務局（中村市民自治推進課主査） 相談ということでしょうか。

●高野委員 いえ、異議の申出をした人がいるとかということなのですが。それが適法であるのか、受理するのか受理しないのかというのは、実際に行政法学的にも問題になって判例に出たりするくらいの問題もよく出てくると思うんですけども。これまで苫小牧市で選挙に関しては多分ないとは思いますが、普通の選挙事務の中でどういうことについて不満を言うてくる人がいるのかなということなのではなけれども。

○説明員（磯崎選挙管理委員会事務局主査） 不満ということではないのですけれども。選挙で投票をしに来ただけでも、「どうして投票できないんだ。」という場合があります。まあ、選挙人名簿に載っていないからなのではなけれども。もしくは、ある事情で名簿に載っているのだけれども、選挙できない人が来ることもあるのです。そういうときは、多少もめることがあるのですが、大概、理解してくれるんです。

○説明員（磯崎選挙管理委員会事務局主査） それから、選挙人名簿は縦覧もありますので、誰でも見ていいように制度としての縦覧があります。よほどのことがない限り、縦覧期間を設けて、縦覧させるのですけれども、その縦覧にすら来る人はほとんどいないのが現状です。ですから、異議の申出の機会も事実上、今のところ経験上はないものです。

●高野委員 それでは、住民投票条例で考えられるとすれば、投票の要件に合致している人が名簿に載っていなかったというその程度（の異議の申出について）は想定されるけれども、それ以外のもので何か異議の申出であるとか、そういう話についてはあまり想定はされないということですね。普通の選挙でも想定されていないということであれば、（住民投票においても）想定されていないというふうに考えて大丈夫なんですね。

○事務局（中村市民自治推進課主査） まあ、（住民投票について）あるとすればですね、

例えば選挙無効であるとか当選無効であるとかというのは、確かに異議の申出としての制度を含めた特別な争訟制度を設けているのですけども、それでは住民投票条例にその部分がないのかという問題があるので、そういう意味では、そういった類の異議の申出について設けている自治体はないものと思います。

異議の申出についてあるとすれば、選挙人名簿に関する異議の申出、あるいは署名に関する異議の申出というところかと思いますが。

●東会長 よろしいでしょうか。

●高野委員 はい。

●東会長 ということで、実はあまり、選挙についてはないということですね。

住民投票については、署名の有効、無効の判断についての異議の申出は想定として考えられるのでしょうか。ですから、地方自治法の規定を参考に、そういったものを設けるということは必要であろうということでしょうか。

●会場の委員 （異議なし。）

●東会長 他に、特に御意見ございませんでしょうか。

●東会長 それでは、これで第16まで終わったわけですね。若干、時間は残しておりますが、事務局の方の御判断はいかがでしょうか。

○事務局（中村市民自治推進課主査） 第16までの論点が終わりましたので、次の議題の「(3) 議論の整理・集約に向けて更に検討が必要である個別論点について」の方に移らせていただいております。

●東会長 それでは、まだ十分に時間がありますね。では、お願いいたします。

(3) 議論の整理・集約に向けて更に検討が必要である個別論点について

○事務局（中村市民自治推進課主査） それでは、「(3) 議論の整理・集約に向けて更に検討が必要である個別論点について」、簡単に要点を御説明いたします。お手元の資料にあります「議論の整理・集約に向けて更に検討が必要である個別論点」を御参照いただきたいと思います。

これは、これまでの会議におきまして、更に検討が必要である項目を列挙したものでございます。

論点第1から第3までは、検討が既に終了していると判断させていただいております。

論点第4につきましては、住民投票の対象事項からネガティブリストとして除外する必要がある項目を中心に、もう少し議論が必要であると考えているところでございます。

論点第5につきましては、具体的な年齢要件を市民検討懇話会として明示するのかどうか。明示する場合について、何歳として提言するのか。その理由をどのように整理をするかについて、御議論いただければと考えております。

住所要件につきましては、公職選挙法の3か月の考え方を踏襲し、同様の整理とするということでしょうか。

論点第6につきましては、検討が終了していると判断しているところでございます。

論点第7につきましては、市民検討懇話会の中では外国人住民を含めて住民投票の権利の対象とする考え方に異論はございませんでしたが、外国人住民を対象とする考え方や理由についての整理をお願いするものでございます。

また、外国人住民として「永住者の在留資格をもって在留する者」と「特別永住者」をその対象とすることに異論はありませんでしたが、その者を対象とする理由。また、「一定の期間、住民基本台帳に記録されている」外国人を対象として含めるのかどうかについても結論が出されておられませんので、考え方を整理する必要があるかと思えます。

次の「日本人の場合と同一の整理とすることの確認」でございますが、これは、これら外国人住民を住民投票の権利の対象とする場合、当然の前提として「年齢要件及び住所要件」は日本人の場合と同一であり、外国人住民であることをもって「投票資格や請求資格」に差を付ける合理的な理由がないことから、日本人の場合と同様に「本人からの申請ではなく住民基本台帳からの職権登録」によるという認識で間違いがないかを確認するものでございます。

論点第8につきましては、議会からの請求、市長自らの発議につきましては住民請求が認められている観点からそれぞれ必要であるとの意見であるものと考えられますが、具体的な議会請求の要件、市長自らの発議要件に踏み込んだ提言を行うのか、それとも三者がそれぞれ請求権を持つことに留めるのかについて、議論いただければと思います。いずれの提言も可能であると考えられますが、具体的な要件についての提言を行う場合につきましては、更に会としての検討が必要であるものと考えられます。

また、住民請求に係る署名要件につきましては3分の1、ないしは4分の1程度が望ましいとの議論ございましたが、この数値とする論拠について更に御議論が必要であろうかと思われます。

論点第10の成立要件につきましては、成立要件の設定の可否については両論併記とすることとしておりますが、そもそもの問題といたしまして「成立要件」が「開票の要否」を意味するものであるのか、また「住民投票の結果の尊重義務を発生させること」を意味するのか、また、「政治的なメッセージとしての指標」を意味するものであるのかが判然としない部分がありましたので、この部分についての議論が必要であると考えられます。

なお、議論のたたき台といたしまして、事務局としての成立要件の考え方を資料でございまして「成立要件」についての整理」としてまとめさせていただきましたので、別紙になりますが議論において御参照をお願いいたします。

その上で、成立要件設けた場合において、投票資格者の2分の1以上とする論拠について、議論が必要であると考えられます。

論点第11につきましては、検討が終了しているという整理をしているところでございます。

論点第12から論点第16につきましては、本日の検討事項でございまして、更に検討が必要である場合は、次回以降、検討が必要であると考えているところでございます。

特に議論としては大きなところはなく、論点第15の成立要件と再請求の部分で、若干、残っている部分があるのかなと思えます。

なお、これはあくまでも事務局での現時点での整理、結果ペーパーでございますので、ここでお示ししている項目以外にも検討が必要であろうと思われる項目がありましたら、それは御自由に御議論いただければと考えておりますので、よろしく申し上げます。

事務局からの説明は、以上でございます。

●東会長 はい、どうもありがとうございます。これまで積み残した個別の論点を整理し

ていただいたわけですが、この整理された論点そのものについて、何か「論点の見落としがある。」とか、あるいは、「これは論点ではない。」とか、そういったことがあるかないかということ、まず確認したいと思いますが、その点いかがでしょうか。

●東会長 「何か漏れがある。」とか、あるいは「もうこれは、一定の結論に集約されたはずだ。」というようなところはございませんか。

●東会長 特にないというふうに思われますので、次に移らせていただきます。

この、論点整理をしていただいたわけですが、今の御説明にございましたように、例えば両論併記するにしても、それぞれの論の論拠というものを付さなければならぬと。そういたしますと、この全ての論点についてですね、本日の限られた時間の中で論拠まで示すというのは、非常に無理があると思われまして。そのため、その各個別論点についての論拠をですね、これをまた事務局に御負担かけて申し訳ないのですが、代表的な論拠として、議論の中にあつたものを整理していただくというわけにはまいりませんか。その上で、次回にですね、その論拠を、具体的に考えられる論拠について、この会で検討すると、間違いがないかどうか。そういう方向で進めさせていただきたいと思うんですが、なかなかこれについて論拠付けるのが難しいという問題もございまして。

○事務局（中村市民自治推進課主査） 分かりました。何らかの形で、次回の会議においてお示しをしたいと思います。

それで、この中でですね、論点4の部分につきましては、あまり個別の議論がなされていない状況でしたので、論点4につきましては、既存の資料の中でのお話というような形になるのかと思われまして。他の論点についてはですね、一定の方向性は見えておりますので、議論として残されていたところを中心とした形で、最終的に決定できるような形での資料を提出したいと思いますので、よろしくお願ひします。

●東会長 はい、よろしくお願ひします。この論点第4の住民投票の対象事項について、ここがまだ議論が十分ではないということですね。

時間の関係でございますので、あと5分ということですので、この論点第4を含めてですね、次回、あまり時間を置かないで実施して、迅速に審議を進めると、まとめるというところで進めたいと思いますが、いかがでしょうか。事務局の方で何か不都合ございましてでしょうか。

○事務局（中村市民自治推進課主査） ございません。実質的な議論は次回が最終になるかと思っておりますので、第6回目は提言書の中身ということになるかと思っております。そこ（第6回目）でも、一定程度の議論があるのだろうとは思いますが、こういうようなやりとりとしては、次回が最終回になるかと思っております。

●東会長 それでは、次回、第5回の会議でございますね、ここに示された個別論点について、全て一定の論拠を示した上で整理するというので、本日はこれで議論は終了したいと思います。御意見はいかがですか。

●東会長 特に御意見がないということで、次はですね、議題の「(4) その他」ですね。次回の日程について、事務局の方から御説明をお願いいたします。

(4) その他

○事務局（中村市民自治推進課主査） 次回の開催予定につきまして、お知らせいたします。事務局といたしましては、すでにお示ししておりますように2月12日火曜日、13日水曜日、14日木曜日で調整を図りたいと考えております。なお、本日欠席でございます岡委員につきましては、13日が御都合が付かないということですので、この週であれば、12日の火曜日、あるいは14日の木曜日で調整を図ればと思います。いかがでしょうか。

●会場の委員（12日支障なしの声）

●東会長 それでは2月12日の火曜日ですね。6時30分から2時間でこの個別論点について全て整理するというので進めさせていただきます。

●東会長 他に何かございますでしょうか。

●会場の委員・事務局（今後のスケジュール調整）

●東会長 長時間にわたり、ありがとうございました。これで本日の会議終了いたします。

3 閉会